



風かおる
人が輝き
躍動するまち

とままえ

8

No.624



まちひとと百景

第10回北海道風車まつり大盛況!

7月27日(土)にとままえ夕陽ヶ丘未来港公園で開催された第10回北海道風車まつり&2013エビ簗オーナーinとままえには約8千人の来場者で賑わった。

朝には小雨交じりで雨の中のまつりになるかと思われたが、後半に向かうにつれ天気も急上昇。それに伴い来場者もうなぎ昇りに。

来場者もステージに、出店に、体験コーナーに苫前町の1日を満喫していたようだ。

- 緊急特集「町内で送りつけ商法が急増」… 2
- ありがとう・さようならスポンサーほか… 3
- まつり特集… 4～5
- 3時間耐久チャレンジスイムほか… 6
- 健康ばんざい… 7
- 国民健康保険ガイド… 8
- 国民年金・ファイヤー通信… 9
- 学びの広場… 10
- 住まいる情報… 11
- 風車まつりギャラリー… 12

まちの人口

人口/3,505人 (男/1,661人：女/1,844人)
世帯数/1,651世帯 (7月31日現在)

URL:<http://www.town.tomamae.lg.jp>

町内で送りつけ商法と見られる事例が多発しています!

広報とままえ5月号で悪質商法にかかる特集をお知らせしましたが、町内で6月から7月にかけて送りつけ商法と思われる事例が3件発生しています。

これからも本町で起こりうる事例ですので、緊急特集としてお知らせします。

送りつけ商法とは

全国的に送りつけ商法による被害が多発しています。

送りつけ商法とは、高齢者などを狙い健康食品など注文をしていない商品を代金引換郵便や宅配便などを使って送りつけ料金を取るものです。突然業者から電話で「注文のあった健康食品を送る」といったケースや、電話などの連絡もなしに突然送付されるケースなど様々な事例が発生しています。

消費者が「注文していない」と断っても「あなたのために作ったものなので、キャンセルできない」「キャンセルすると裁判を起こす」などと脅され、「怖くなり商品を受け取ってしまった」など、また、住所・氏名・生年月日を言われ「間違いなく申し込んでいます」と業者に言われたため、「自分では注文していないつもりだが、もしかしたら間違っ

し込んだのでは」と思い、しぶしぶ商品を受け取った例もあるようです。北海道立消費生活センターにおいても電話勧誘やネガティブ・オプション(送りつけ商法)による健康食品の相談件数が平成24年度には98件だったものが、平成25年度の4月～5月までの2ヶ月ですでに77件(速報値)と急増しています。



被害にあわないためには?

では、送りつけ商法の被害にあわないためにはどのように対処したらよいのでしょうか?

- ①申し込んだ覚えがなく、自分に必要のない商品の場合は「いりません」とキッパリ断りましょう。
- ②自分が承諾していないのに商品が送りつけられた場合は、代金を支払う必要はありません。宅配便や代金引換郵便の場合には受け取りを拒否しましょう。

- ③電話勧誘され、購入すると承諾してしまっただけの場合は、契約が成立すると考えられますが、クーリングオフができる場合があります。
- ④不審な点が多い、事実と異なることを言われた、勧誘のときに脅されたなどのことがありましたら、左の消費相談窓口へ相談しましょう。

商品到着後、連絡がつかなくなる業者もあり、一旦お金を支払ってしまおうと取り戻すことが困難なことがあります。

また、一度商品を受け取ってしまったと同じ業者からさらに別の商品を送りつけられたり、まったく別の業者から同じような商品の送りつけや商品の勧誘など次々と被害が増える可能性もありますので、おかしいと感じたときには、すぐに左の連絡先に電話連絡等をお願いいたします。

○苦前町企画振興課商工観光係
☎0164-64-2212

○北海道立消費生活センター
☎050-7505-0999

クーリングオフって何?

クーリングオフとは、法律で定める一定の条件に適合すれば消費者と事業者との間で締結した契約を一方的に解除できる制度です。

【クーリングオフができる場合】

- ①法律に規定がある場合
- ↓訪問販売や電話勧誘販売などは8日間、内職商法やマルチ商法などは20日間など(これらは法定の契約書面を交付された日からの期間です)
- ②業界が自主的に規定している場合
- ③業者が独自に契約内容に取り入れている場合

※店舗や通信販売などで物品を購入した場合は、法律によるクーリングオフ制度は適用されません。

【クーリングオフの効果】

- ①違約金や損害賠償金は不要。
- ②届けられた商品の引取り費用は販売業者負担。
- ③すでに支払った代金は、全額返金。
- ④すでにサービスを受けていても代金を支払わなくてもよい。(一部対象外のものもあり)

【クーリングオフはどのように?】

クーリングオフの通知は必ず書面(ハガキ)で通知します。ハガキを書いたら両面をコピーし、簡易書留で出します。詳細は上記連絡先へ問い合わせ下さい。